

## 社会福祉法人青葉福社会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青葉福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等（理事長・常務理事・業務執行理事）については、報酬及び退職慰労金を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に対して支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める額の範囲内とし、それぞれの常勤役員等に支給する額は評議員会で定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 退職慰労金の額については、理事長が定める

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表第3に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、給与規程に準ずるものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 常勤役員等が当該会議に出席した場合の報酬は支給しない。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったと

きには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附 則

1. この規程は平成3年11月1日から施行する。
1. この規程は平成12年4月1日から施行する。
1. この規程は平成19年4月1日から施行する。
1. この規程は平成21年12月14日から施行する。
1. この規程は平成29年6月13日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬限度額
理事長	年額 10,000,000円
常務理事	年額 7,000,000円
業務執行理事	年額 6,000,000円
理事	年額 5,000,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

## (1) 評議員

	日額
評議員会への出席	20,000円
上記の他、法人業務のための出勤	20,000円

## (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	25,000円
上記の他、法人業務のための出勤	25,000円

## (3) 監事

	日額
監事監査等への出席	25,000円
上記の他、法人業務のための出勤	25,000円

別表第3（非常勤役員等の旅費）

交通費	日当	宿泊料
実費	6,000円	10,000円